

## 福岡市燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援【令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月分】よくある質問

令和7年4月17日

| 質問  | 回答   |
|---|--|
| <strong>概要</strong>                                   |  |
| 1-1 燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援の概要を知りたい。                       | 原油価格・物価高騰により影響を受けた市内中小企業等の事業継続と雇用の維持を支援するため、多くの事業者に共通する経費であり、価格高騰の影響が大きい燃料費及び光熱費について、価格高騰分の一部を助成するものです。<br>具体的には、令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月までの燃料費及び光熱費の使用量(事業用)に、予め市が設定した上昇単価を乗じていただき、合計額の1/2を支援します。支援金の上限額は60万円です。   |
| 1-2 過去の分を申請していないので、過去分をまとめて申請したい。                     | 過去の分を申請することはできません。   |
| 1-3 申請期間を知りたい。  | 令和7年4月24日(木)から同年6月30日(月)までです。<br>ただし、予算の上限に達し次第、受付を終了します。  |
| 1-4 申請方法を知りたい。  | オンライン申請(PC、スマートフォン対応)及び郵送申請となります。<br>オンラインでの申請が可能な方は、オンライン申請にご協力ください。  |
| 1-5 「価格高騰分の一部」とは、実際に支払った燃料費等の金額を比較するのか。               | 燃料費及び光熱費の種類ごとに、予め市が金額(上昇単価)を設定し、各事業者の使用量により算定します。<br><br>電気:1.4円/kwh<br>ガソリン、軽油、重油、灯油:21円/L<br>オートガス(タクシー含む):25円/L<br>都市ガス:29円/m <sup>3</sup><br>LPガス:91円/m <sup>3</sup><br><br><a href="#">支援金のシミュレーションはこちらから</a> |
| 1-6 支援額はいくらなのか。                                       | 令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月までの燃料費及び光熱費の使用量(事業用)に、予め市が設定した上昇単価を乗じていただき、その合計額の1/2を市内中小企業者等に対し支援します。<br>支援金の上限額は60万円です。   |
| 1-7 原油高・物価高騰への支援があるのであれば、実際の支払額の増加に応じた金額で比較するべきではないか。 | 手続きを分かりやすく簡素化できること、また、支援金の支給を迅速にするため、現在お示ししている算出による金額をもとに支援を実施いたします。   |
| 1-8 過去、申請したが不支給となっている。<br>今回の申請はできるか。                 | 要件を満たせば申請可能です。   |
| 1-9 令和6年11月～12月分は支援の対象ではないのか。                         | 対象外です。   |
| <strong>対象者</strong>                                  |  |
| 2-1 どのような事業者が対象となるのか。                                 | 申請日時点で市内の事業所等で事業を継続しており、かつ今後も継続する意思があることが対象となります。<br>ただし、高齢者福祉施設、介護サービス事業所、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、保育所、児童養護施設、障がい児支援施設、障がい児福祉サービス事業所などについては、別途、市の支援があるため、本事業の対象外です。<br>また、福岡市の補助金を受けている「こども食堂」は対象外です。                |
| 2-2 個人事業主も対象となるのか。                                    | 個人事業主も支援の対象です。   |
| 2-3 タクシーも対象となるのか。                                     | 要件を満たせば支援の対象です。  |
| 2-4 ガソリンスタンドも対象になるのか。                                 | 要件を満たす場合は対象となります。<br>ただし、販売目的で仕入れている燃料は対象となりませんので、支援金額の計算における使用量には算入しないでください。  |

|      |  |   |
|------|--|---|
| 2-5  | 市がこの事業以外に実施する燃料費高騰支援(介護・障がい者事業所・保育所等への光熱費支援金)の交付を受けた(又は受ける予定がある)が重複して申請し、受給することは可能か。 | 市が別途、実施する物価高騰対策支援の対象となる介護・障がい者事業所・保育所等の交付対象事業者は本申請の対象外となります。<br>ただし、当該事業者が対象外(介護サービス事業所、障がい者支援施設等)以外の事業を行っている場合は、その事業分について申請可能です。(Q2-7参照) |
| 2-7  | 病院と介護施設を経営しており、介護施設分については市から別途支援を受けたが、こちらの支援は受給できないのか。                               | 医療機関分については、受給要件を満たした場合は受給可能です。<br>同一の施設で、医療と介護保険サービス両方を行っている場合は、面積按分などにより医療に要した使用量を申請してください。  |
| 2-8  | 市内に複数の事業所がある場合、事業所ごとに申請することができるのか。   | 一事業者一申請となります。<br>複数の事業所等を運営する場合は、合算した使用量を申請してください。  |
| 2-9  | 複数の法人を経営している場合、それぞれで申請することはできるのか。  | 法人ごとに申請可能です。  |
| 2-10 | 市外にも事業所がある場合、その事業所の燃料費や光熱費も含めて申請してよいのか。  | ・本店が福岡市内の場合：市外の事業所の燃料費等を合算して申請可能です。<br>・本店が福岡市外の場合：市内の事業所の燃料費等のみで申請してください。<br>※「本店が福岡市内の場合」とは、直近の確定申告で納税地が福岡市であることです。                     |
| 2-11 | 創業が令和7年1月だが対象となるのか。  | この場合、創業(1月)から3月までの燃料費及び光熱費が対象になります。   |
| 2-12 | 令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月は市外に本店や主たる事務所が所在していたが、申請時点では市内に移転している。この場合の経費の算出はどうなるのか。      | 申請時点の所在地で判断します。<br>申請時点で福岡市内に本店がある場合は、市外の事業所の燃料費等も合算して申請することができます。<br>この場合、税務署の受付印が押された「異動届出書」の写しを提出してください。                               |
| 2-13 | 令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月は市内に本店や主たる事務所が所在していたが、申請時点では市外に移転している。この場合の経費の算出はどうなるのか。      | 申請時点の所在地で判断します。<br>本店が市外へ移転後も、福岡市内に事業所等がある場合は申請可能です。<br>ただし、市内の事業所の燃料費等のみでの申請となります。<br>なお、申請時点で市内に事務所等が所在しない場合は申請対象となりません。                |
| 2-14 | 個人事業主で住民票上の住所は市外だが、事務所が市内の場合は対象となるのか。  | 対象となります。<br>市内に事務所があることがわかる書類の提出をお願いします。  |
| 2-15 | 申請日時点で事業を辞めている場合は対象となるか。   | 対象なりません。  |
| 2-16 | 私立の学校や幼稚園は対象となるか。  | 要件を満たせば支援の対象です。   |

#### 対象となる経費

|     |                                       |   |
|-----|---------------------------------------|---|
| 3-1 | 燃料費、光熱費はどのようなものが対象となるのか。              | 電気、ガソリン、軽油、重油、灯油、オートガス、LPガス、都市ガス  |
| 3-2 | 自宅兼店舗として事業を営んでいるが、対象経費はどのように算定するのか。   | 面積にて按分の上、燃料費等を算定してください。<br>申請書には店舗としている面積割合を記載してください。   |
| 3-3 | 自家用兼業務用として車を利用しているが、対象経費はどのように算定するのか。 | 「自家用」でも事業用として使用がある場合は、その割合で按分してください。申請書には事業用の割合を記載(車検証の用途が「事業用」の場合は記載不要)してください。<br>車検証の用途が「自家用」の場合、社が認めた車両、役員・社員である証明を提示してください。例:社員名簿等<br>(車検証における「自家用・事業用の別」欄が「事業用」の場合は全使用量が対象です。) |

|      |   |   |
|------|---|---|
| 3-4  | 水道費はなぜ計上できないのか。   | 原油価格・物価高騰による水道料金の値上げはあっておりません。  |
| 3-5  | 使用量が例えば1月16日～2月15日となっている場合、何月の使用量となりますか   | 各光熱費の使用量のお知らせに、令和〇年〇月分と記載があります。その記載された月で判断してください。   |
| 3-6  | 電気・ガス料金を2箇月単位で請求される場合の使用量はどのように算定するのか。  | 例えば、1月と2月分をあわせて3月に請求されるような場合は、請求額を1/2した額をそれぞれ1月分、2月分としてください。  |
| 3-7  | 共用部の電気代を負担している場合、その分も対象として良いか。  | 対象となります。<br>負担された電気代の使用量を申請してください。  |
| 3-8  | 指定管理施設は対象となるか。  | 指定管理施設は対象外です。   |
| 3-9  | テナントとして入っているため、光熱費は電力会社・ガス会社等からではなく、オーナーから請求がくる。請求書には「使用量」ではなく「使用金額」が表示されている。使用量はどのように算定するのか。 | オーナーに「使用量」を確認してください。<br>令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月分を確認するのがぞましいですが、最低1か月分は確認をお願いします。<br>確認していただいた使用量をもとに、申請期間の使用量を割り出して審査します。 |
| 3-10 | 社宅は対象となるか。  | 社宅は対象外です。   |
| 3-11 | 通勤のガソリン及び軽油代は対象となるか。  | 通勤のガソリン及び軽油代は対象外です。   |
| 3-12 | オートガス(タクシー含む)とは、タクシー利用料金も対象として良いのか。   | タクシー利用料金は対象外です。<br>燃料として利用したオートガスが対象です。   |

#### 申請書類

|     |              |  |
|-----|--------------|--|
| 4-1 | 申請に必要なものは何か。 | 以下の書類の提出が必要となります。<br>①申請書兼請求書(様式1号)<br>②宣誓・同意書(様式2号)<br>③役員名簿(様式3号)(法人のみ)<br>④代表者の本人確認書類(写し)<br>⑤通帳等の振込口座に関する事項を確認できる書類(写し)<br>⑥確定申告書(写し)<br>⑦決算報告書(販売管理費の内訳が確認できるもの)(写し)<br>⑧-1期間中に使用した燃料費および光熱費の使用量を証明できる書類(写し)<br>⑧-2期間中に燃料費を使用した車両や機器を証明できる書類(写し)<br>⑨申請者(本社/本店)と事業所の繋がりを証明できる書類 |
| 4-2 | 請求書等は原本が必要か。 | 提出いただいた書類は返却をいたしませんので、写しを提出してください。<br>ただし、宣誓・同意書は原本を提出してください。  |

|      |  |  |
|------|--|--|
| 4-3  | 請求書を紛失してしまった場合は申請可能か。  | <p>令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月までの支払った額が確認できる通帳の写等及び直近の請求書を提出してください。<br/>直近の支払額と使用量から単価を算出し、その単価を使って使用量を算出します。</p> <p>(例)<br/> <b>【電気代引落額】</b><br/>         8月90,000円、9月80,000円 …(中略)… 1月180,000円、2月150,000円<br/> <b>【1月の請求書】</b><br/>         1月の電気料金:100,000円(うち基本料金10,000円)<br/>         1月の使用量:2,000kwh</p> <p>■単価算出<br/> <math>(100,000\text{円}-10,000\text{円}) \div 2,000\text{kwh} = 45\text{円}</math></p> <p>■各月使用量算出<br/>         8月 <math>(90,000\text{円}-10,000\text{円}) \div 45\text{円} = 1,777\text{kwh}</math><br/>         9月 <math>(80,000\text{円}-10,000\text{円}) \div 45\text{円} = 1,555\text{kwh}</math><br/>         …(中略)…<br/>         1月 <math>(180,000\text{円}-10,000\text{円}) \div 45\text{円} = 3,777\text{kwh}</math><br/>         2月 <math>(150,000\text{円}-10,000\text{円}) \div 45\text{円} = 3,111\text{kwh}</math><br/>         ※小数点以下切り捨て</p> |
| 4-4  | 事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合は何を提出すればよいのか。                     | <p>以下のアからウの全ての書類を提出してください。</p> <p>ア)業務委託契約書<br/>         ※契約内容・契約期間・報酬の記載があるもの<br/>         ※「雇用契約」、「労働契約」等契約書の名称が明らかに個人事業者としての事業活動によらないと考えられるものは認められません。</p> <p>イ)アで提出する業務委託契約に関する「支払調書」、「源泉徴収票」、「支払明細書」又は「通帳の写し」のいずれか1つ<br/>         ウ)国民健康保険証(オモテ面のみ)<br/>         ※有効期限内の国民健康保険証を提出してください。</p>   |
| 4-5  | 個人事業主の場合、申請書等に記載する所在地は、事業所所在地または自宅の住所のどちらを記載すればよいのか。                       | <p>住民票上の住所の記入をお願いします。<br/>         個人事業主の申請の場合、申請住所、宣誓・同意書、本人確認書類の住所が住民票の住所である必要があります。<br/>         なお、個人事業主でも複数の事業所分を申請する方は、HPやチラシなど確認できる書類を提出していただくようお願いします。</p>   |
| 4-6  | 事業用にレンタカーを利用しているが、契約書を紛失している場合はどうすればよいのか。                                  | <p>領収書を提出してください。</p>   |
| 4-7  | 法人の代表者が交代した場合は何を提出すればよいのか。   | <p>履歴事項全部証明書の写し等、代表者変更が確認できる書類を提出してください。</p>   |
| 4-8  | 本店所在地は代表者の自宅、店舗は市内に1店舗しかない。<br>1店舗なので⑨申請者(本社/本店)と事業所の繋がりを証明できる書類(写し)は不要か。  | <p>本店と店舗で2箇所と考えるため提出が必要です。<br/>         本店所在地が登記上の住所で事業等を行っていない(現在利用していない等)場合でも繋がりを証明できる書類を提出してください。</p>   |
| 4-9  | 個人事業主で、自宅兼事務所と市内に店舗が1店舗しかない。<br>1店舗なので⑨申請者(本社/本店)と事業所の繋がりを証明できる書類(写し)は不要か。 | <p>自宅兼事務所と店舗で2箇所と考えるため提出が必要です。</p>   |
| 4-10 | 審査結果通知書の郵送先はどこか。   | <p>審査結果通知書は申請時に登録した住所に郵送します。<br/>         ・法人の場合:確定申告書に記載の本店住所へ郵送。<br/>         ・個人事業主の場合:本人確認書類に記載の住所へ郵送。</p>   |
| 4-11 | 営業実態を確認できる書類とは何か。  | <p>「税務署で発行された直近分の納税証明書(その2)」、「業種に係る許可証・免許証(写し)」、「教務委託契約書」、「工事請負契約書」、「売買契約書」、「請求書・納品書(直近2ヶ月分程度)」、など。<br/>         ※判断に迷う場合は、コールセンターへお問合せください。</p>   |

その他

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 5-1 | 支援金は、課税対象となるか。                                   | 所得税の課税対象となります。<br>事業に関連して支給される助成金(例えば、事業者の収入が減少したことによる補償や支払負金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど)は課税となります。 |
| 5-2 | 領収書やレシート等の小さな書類<br>が多数あるが、ホチキスやクリップで止めて郵送してよいのか。 | 小さな書類が複数ある場合は、A4用紙等に重ならないように貼り、スキャン・コピーして提出してください。ホチキス止めはご遠慮ください。  |